

国登録有形文化財（建造物）に係る答申について

国の文化審議会（会長 しまたに ひろゆき 島谷 弘幸）は、令和6年7月19日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、横浜市内に所在する「みやしたけじゅうたくおもや 宮下家住宅主屋」を登録有形文化財（建造物）に登録するよう文部科学大臣に答申しました。

今回の答申のとおり告示されると、市内の国登録有形文化財（建造物）は 47件 となります。

■ みやしたけじゅうたくおもや 宮下家住宅主屋

所在地 横浜市磯子区森

所有者 個人

建築年代 昭和8年頃／昭和中期増築、令和5年改修

基準 登録有形文化財登録基準2号該当

（造形の規範となっているもの）

特徴 国道16号沿いの敷地に東面して建つ、旧別荘。木造二階建、外壁黄土色モルタル塗仕上の洋館と平屋の和館をL字に配す。洋館はエンタシス付角柱を飾る玄関廻りが特徴的で、和館は おさらんま 箴欄間 など繊細なつくりの和洋折衷住宅。根岸湾の近代別荘開発の歴史を伝える。



外観（全景）



外観（ポーチ）

お問合せ先

教育委員会事務局生涯学習文化財課長 渡辺 貴士 Tel : 045-671-3236

※本件記者発表は、国（文化庁）及び神奈川県においても同時に行われます。